

随 意 契 約 結 果 一 覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
教育庁 総務政策局 教職員課	平成30年度北海道 公立学校教員採用 候補者選考検査に おける「内田クレ ペリン検査」の結 果判定業務に係る 委託契約	平成29年 8月30日	株式会社日本・ 精神技術研究所 (東京都千代田 区九段南2-3 -27)	1,346,237円 (うち消費税 及び地方消費 税の額 99,721円)	<p>適性検査は、昭和55年度の教員採用候補者選考検査から実施しており、「内田クレペリン検査」は、産業界、教育界など幅広い分野で活用されている。その特性は、ものごとの処理能力・速度の面の評価、性格や行動面の評価を検査するところから、教員採用候補者選考検査における適性検査に適していると判断される。</p> <p>「内田クレペリン検査」に係る検査結果の判定業務については、「内田クレペリン検査」という名称で商標登録が行われているため、判定業務を行うことができるのは、「株式会社日本・精神技術研究所」のみである。</p> <p>なお、この適性検査の判定結果の取扱いは完全な秘密の保持が必要であり、上記研究所は、「内田クレペリン検査」の開発元として検査用紙の作成・発行及び判定に係る業務を主な営業としており、永年の営業実績及び契約履行状況を判断し、他に代替性がないことから選定する。</p> <p>【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)による随意契約</p>	

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。